

別紙

諮問第1018号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下、単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私が、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に、〇〇警察署生活安全課で、相談した際に作成された生活安全相談処理結果表及び相談した際に提出した資料全て。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和4年8月23日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和5年3月29日に審査会に諮問された。

審査会は、令和6年6月3日に実施機関から理由説明書を、同年7月17日に審査請求人から意見書を收受し、同年6月26日（第182回第三部会）から同年9月25日（第184回第三部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及

び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 生活安全相談について

「警視庁生活安全相談取扱要綱の制定について」（平成12年3月16日付通達甲（生. 総. 家相）第3号。以下「要綱」という。）において、生活安全に関する相談を受理し、又は引継ぎを受けた場合は、相談の要旨及び取扱いの概要を警察総合相談業務等管理システムに登録するとともに、要綱別記様式第1号「生活安全相談処理結果表」及び同第1号の2「相談処理経過の概要」を出力し、所属長の決裁を受けた後、保存するものとされ、相談者のほかに複数の関係者がいる場合には同第4号「相談関係者」を、継続案件が終了した場合は同第3号「相談処理結果」を出力し、保存するものとされている。

イ 本件一部開示決定について

本件一部開示決定に係る対象保有個人情報、生活安全相談処理結果表（警視庁〇〇警察署、受理年月日令和〇年〇月〇日、受理番号〇号、相談処理経過の概要（経過番号〇から〇まで）及び相談処理結果を含む。）に記録されている個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）である。

本件対象保有個人情報は、「生活安全相談処理結果表」、「相談処理経過の概要」（「別紙相談処理経過の概要」を含む。以下同じ。）、「相談処理結果」、「相談関係者」及び添付書類である審査請求人が実施機関に提出した資料等に記録されている個人情報により構成されている。

審査請求人は、本件対象保有個人情報のうち「相談処理経過の概要」において非開示とされた情報の一部について、開示を求めている。

審査会が見分したところ、審査請求人が開示を求めている情報は、「相談処理経過の概要」に記録されている開示請求者以外の個人に関する情報であり、相談業務の処理経過等が記録された部分（以下「本件非開示情報1」という。）及び相談業務に係る評価、判断等に関する情報が記録された部分（以下「本件非開示情報2」という。）である。

実施機関は、本件非開示情報1については、条例16条2号及び6号に、本件非開

示情報2については、条例16条6号に該当するとして、それぞれを非開示とする決定を行っているので、審査会は、本件非開示情報1及び2の非開示妥当性を判断する。

ウ 本件非開示情報1の非開示妥当性について

審査会が本件非開示情報1を確認したところ、当該情報は、警察職員が開示請求者以外の関係者から事情を聴取した内容で、開示請求者以外の個人を識別することができるものであると認められることから条例16条2号本文に該当する。

次に、条例16条2号ただし書該当性について検討する。本件非開示情報1は、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないため、同号ただし書イには該当しない。また、審査請求人は、心身不安の増大により不調をきたしており、健康上の理由等から開示すべきと主張するが、審査会が検討したところ、審査請求人の主張する開示の必要性が開示請求者以外の個人の権利利益保護の必要性を上回ると認めるに足りないため、同号ただし書ロには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ハにも該当しない。

さらに、相談業務は、警察が相談者及び相談者以外の関係者（以下「相談者等」という。）の秘密を厳守するという信頼関係に基づいており、相談者等自らが知り得る情報を警察に託しているものであるため、その内容を開示することとなると、相談者等との信頼関係が損なわれ、今後、相談者等からの協力が得られにくくなるなど、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから条例16条6号に該当する。

したがって、本件非開示情報1は、条例16条2号及び6号に該当し、非開示が妥当である。

エ 本件非開示情報2の非開示妥当性について

審査会が本件非開示情報2を確認したところ、本件相談に関し警察職員が評価、判断した内容等であることが認められた。

そのため、本件非開示情報2の内容を明らかにすることとなると、相談業務を担当する警察職員が開示された場合の影響を懸念して、客観的な評価、判断に基づく

率直な記載を躊躇し、その結果、記載内容が当たり障りのないものへと抽象化、形骸化することにより、正確な事実の把握や適正な事案判断が困難になるなど、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は首肯できるものである。

したがって、本件非開示情報2は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等において種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、徳本 広孝、峰 ひろみ